

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A（OJT）**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務を行う。（※） 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

実務経験要件

実務経験B
（相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年）

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験A（OJT）（相談支援業務又は直接支援業務）
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

サービス管理
責任者等とし
て配置可
(5年毎に要
更新)

新配置要件（例外）

要件①
(3～8年)を満
たしている者
に限り選択可
能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件②
実務経験A（OJT）
(個別支援計画作成)
(6月以上)（新規）

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

別添2

相談支援又は直接支援の業務の
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が1～6年あれば基礎研修受講可
(ただしOJT期間は2年以上必要)

はい

上記実務経験が
基礎研修受講日時点で既にある

いいえ

OJT期間は2年以上必要
(内容は相談支援又は直接支援の業務で可)

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
個別支援計画作成の一連の業務で行う

いいえ

OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、
期間は2年以上必要

はい

個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、
指定権者に届出を行っている（又は予定）

いいえ

業務実施についての届出がない場合、
OJT期間は2年以上必要

はい

基礎研修修了後のOJTについて、
6月以上で可能！